

令和5年度広陵町共同募金委員会助成事業実施要領

1 趣旨

この事業は、共同募金の財源をもとに、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを目的に活動する団体やグループが、実施する事業に対しての助成の基準について定めるものとする。

2 実施主体

広陵町共同募金委員会

3 助成対象団体

おもに広陵町内で活動する団体であって、次に掲げる要件を満たす団体。

- (1) ボランティア団体（広陵町社会福祉協議会登録ボランティアであり、活動実績のある団体とする。）
- (2) 特定非営利活動法人（NPO法人）
- (3) 広陵町共同募金委員会（以下、「本会」という。）が特に必要と認めた施設、団体及び事業所等

4 助成対象事業

助成金の交付対象とする事業は次のものとする。

- (1) 地域福祉を目的とし、その向上に効果があると本会が認める事業
- (2) 行政やその他の団体が行っていない先駆的・開発的な事業。ただし、地域住民の支持が得られる活動であること。

次の事業は交付対象としない。

- (ア) 国又は地方公共団体が経営し、又はその責任に属すると見なされる事業
- (イ) 国籍、宗教、政党、組合などの関係からその対象を特に限定していて一般的に開放されず、構成員の相互共済を主たる目的とする事業等及び社会福祉的な性格の明らかでない事業
- (ウ) 社会福祉を目的としていても、政治、宗教、組合等の運動のために、その手段として行う事業
- (エ) 営利のために行っていると見なされる事業
- (オ) 国、地方公共団体、日本自転車振興会、小型自動車振興会、日本財団等の補助を受けた事業
- (カ) 介護保険事業又は障害者自立支援事業を行う事業所の本体事業
- (キ) 助成金以外の収入又は財源をもって実施することが妥当と認められる事業
- (ク) 経営上余裕のある団体が行う事業
- (ケ) 助成による効果が期待できない事業
- (コ) 事業開始後満1年を経過しない団体が行う事業。ただし、本会が緊急と認めた場合はこの限りではない。
- (サ) 本年度において、共同募金との重複感を与えるような寄付金の公募を実施し、又は実施しようとする事業
- (シ) 過去において、助成の返還又は取消しを受けた団体が行う事業

5 助成対象条件

- (1) ユニークで発展性・継続性のある事業を優先する。
- (2) 新たに開拓する事業を優先する。
- (3) 事業を実施する場合「広陵町共同募金委員会（共同募金助成金）の助成を受けて、この事業を実施しています」とパンフレット等に表記する。
- (4) 助成を受けた団体は、助成対象事業に加え募金活動にも積極的に協力をしなければならない。

6 助成対象外経費

助成の対象とならない経費等は次のとおりとする。

- (1) 申請事業以外の一般経常費
- (2) 団体や会の運営そのものを目的とした事業（大会、総会、役員会、部会、委員会等）
- (3) 他の団体などが開催する催し物や研修等の参加に係わる参加費、旅費、交通費等
- (4) 上部組織及び類似組織等への会費、負担金類
- (5) 他の事業者への事業委託金
- (6) 構成団体のみをもって支出される支部や地域への助成金
- (7) 施設の改修、補修、設備、備品整備類
- (8) 交流を目的としない飲食費
- (9) 個人が所有する物品類等に係わる経費（車両燃料費、個人名義電話料、保険代等）
- (10) インターネット料金（契約料、接続料等）
- (11) 役員、事務局員に支払われる謝金類
- (12) 適正な経費精算がなされないもの
- (13) 借入金又は利息の補填
- (14) 共同募金の助成金として適切ではないと判断した経費

7 助成金額

ひとつの事業につき50,000円以内とし、予算の範囲内で決定する。

8 助成金の使用年度

助成金は原則として助成を受けた年度内に使用することとする。

9 事業実施期間

令和5年6月6日から令和6年3月31日の間に実施する事業

10 募集期間

令和5年8月1日から令和5年9月30日（当日消印有効）

※持参の場合の受付時間は平日9時から17時とする。

11 助成の申請方法

助成を受けようとする団体は、次の書類を期限までに本会に提出しなければならない。

- 広陵町共同募金委員会助成金申請書（様式第1号）
- 広陵町共同募金委員会助成事業計画書（様式第2号）
- 申請事業収支予算書（様式第3号）
- 会員名簿（様式第4号）
- 参考となる資料、その他チラシ

12 選考方法

申請書類に基づき、効果度や実効性等について審査・選考を行い、採否と助成金の額を決定する。

13 助成の決定

助成の決定は令和5年10月中旬頃。本会から助成を受ける団体に、次の書類で通知する。

○ 助成金交付決定通知書（様式第5号）

14 助成金の請求

助成を受ける団体は、次の書類を本会に提出すること。

○ 助成金請求書（様式第6号）

15 事業報告

助成を受けた団体は、事業完了後2か月以内、又は令和6年4月5日のいずれか早い方の日までに、次の書類を添えて事業報告をしなければならない。

○ 広陵町共同募金委員会助成事業完了報告書（様式第7号）

○ 広陵町共同募金委員会助成事業完了届出書（様式第8号）

○ 申請事業収支報告書（様式第9号）

16 助成事業の変更

助成金は、指定された用途以外に使用してはならない。ただし、受配申請後やむを得ない事情により事業の内容又は経費を変更する必要がある場合は、次の書類を添えてすみやかに変更の手続きを行なわなければならない。

○ 広陵町共同募金委員会助成変更申請書（様式第10号）

17 助成事業の変更についての決定

助成事業の変更について、次の書類で通知する。

○ 助成金決定取消（変更）通知書（様式第11号）

18 助成金の取消し・返還

次の項目に該当するときは、助成決定を変更若しくは取り消し、助成金の全額又は一部を本会に返還すること。（返還額は本会にて設定する。）

(1) 本会が定める日までに、必要書類を本会に提出しなかったとき

(2) 助成決定後事業を一部休止又は廃止したもの

(3) 助成金を指定された事業以外に使用したとき

(4) 事実と相違した助成申請又は用途報告を行ったとき

(5) 本会及び奈良県共同募金会の指示に従わない場合

返還については、請求書（様式第12号）を発行する。

19 その他

助成事業により取得した備品及び関係書類の管理期間は、助成事業の年度終了後5年間とし、期間中は当該備品及び関係書類を適切に管理しなければならない。

20 提出先・問い合わせ先

広陵町共同募金委員会事務局

〒635-0821

奈良県北葛城郡広陵町大字笠 1 6 1 番地 2

広陵町総合保健福祉会館さわやかホール（広陵町社会福祉協議会内）

TEL：0745-55-8300 FAX:0745-55-6585

- ※ 担当者が不在の場合がありますので、窓口にお越しの際は、事前に電話で来庁日時の連絡をお願いします。
- ※ 提出書類は、広陵町社会福祉協議会ホームページ[申請書ダウンロード](#)から入手可能です。